

鹿島学術振興財団

2026年度 特別研究助成（50周年記念事業）募集要項

1. 助成の趣旨

本研究助成では、日本社会が創造力に富みレジリエントな未来社会を達成していくために解決しなければならない重要課題を取り上げ、解決に向けて異なる分野の研究者が連携し、組織的に推進する分野横断的な大型の総合／統合研究を支援します。

また、本助成では、先行研究や国内外の実例に対する深い理解を前提としつつ、将来の社会実装や中長期的な人材育成を視野に入れた、従来の枠組みを越えた創造的かつ複合的なアプローチによる研究提案を期待します。

2. 2026年度助成対象の特別研究テーマ領域

①少子高齢化、人口の都市部集中と地方の過疎化が相俟った時代環境下での社会基盤インフラ（社会制度等を含む）の構築・維持・保全

日本社会は現在、急速な少子化と高齢化、都市部への人口集中および地方の過疎化という複合的な人口動態の変化に直面しています。このため、財政制約・人材不足・利用動向・地域格差といった多様な要因が重なり、従来の想定に基づいた社会基盤インフラ（道路・橋梁・上下水道・公共交通・通信・エネルギー・防災施設等）の構築や維持管理体制の持続可能性が根本的に問われる状況となっています。

このような環境変化を踏まえ、社会基盤インフラの計画・整備・更新・維持のあり方について、技術的アプローチに加え、制度、政策、社会行動、経済的持続性、または経済的持続可能性等を含む、自然科学・工学・社会科学等を分野横断した従来の発想にとらわれない研究提案を募集します。

②多発・重大化する自然災害への社会全体としての対応能力の向上

近年、日本列島における自然災害は、頻度・規模ともに増大の一途をたどっており、地震、豪雨、土砂災害、暴風などが、都市・地方を問わず甚大な被害をもたらしています。気候変動や都市インフラの老朽化、さらには人口の高齢化・地域コミュニティの脆弱化など、複合的な社会背景の下で、これまでの災害対応の枠組みだけでは難しい事例も多く発生しております。

このような環境変化を踏まえ、社会全体としての災害対応力（レジリエンス）の飛躍的向上のため、多様化・複雑化する災害リスクに対応するための新たな知見・技術・制度設計の創出を目指し、自然科学・工学・社会科学等を横断した独創的な研究提案を募集します。

③上記①と②を包含するテーマを設定することも可とします。

3. 申請資格

- (1) 申請代表者は、日本国内の大学・大学院、高等専門学校、公的研究機関等に所属する常勤の研究者であり、共同で研究を行う研究グループ、または研究組織の代表者とします。

新規申請が採択された申請代表者は研究代表者として、研究計画の推進、助成期間中及び終了時に必要となる各種申請・報告、助成金の管理等について責任を持って行っていただきます。

- (2) 共同研究者として、研究代表者と異なる機関に所属する研究者や行政機関・民間の実践に関わる専門家も参加できます。

4. 募集期間及び申請方法

本助成については二段階で審査し採択します。

第1ステップ：研究企画書の募集

募集期間：2025年7月10日(木)～9月10日(水)

申請方法：当財団電子申請システムにて、「7. 申請手続」に従って、研究企画書（本財団様式）を提出してください。

第2ステップ：実施計画書の提出

第1ステップの研究企画書の審査を通過した申請代表者からの実施計画書の提出。（第1ステップの審査通過者に対し10月9日(木)までに通知予定）

提出期間：2025年10月15日(水)～12月1日(月)

※審査の過程で事前通知の上、ヒアリング審査を実施します。

5. 助成金額及び助成期間

(1) 助成期間

1期2年間を原則としますが、2期4年間の研究計画での応募も可とします。2期4年間の応募の場合、2年目に評価を行い、継続の可否を判断します。

(2) 助成金額及び支払い方法

1年当たりの助成金は原則4,000万円/件以内とし、延長期間を含む4年間の最大助成総額は1億6千万円/件とします。

各年度の助成金は、採択時の実施計画書、経過報告書、3年目以降の研究を対象とする継続助成申請書等に基づいてそれぞれ決定し、毎年4月に支払います。

(3) 経過報告書及び継続助成申請手続き

新規申請が採択された研究代表者は、WEB申請システムより、2年目は経過報告書（次年度の研究計画及び助成金交付申請書・助成額使途内訳含む）、3年目以降の助成を希望するときは2年目に「経過報告書兼継続助成申請書」、3年目に経過報告書を所定の書式にて期限内に提出してください。

6. 助成金の使途

- (1) 助成金の使途には、本研究の推進を主務とする、もしくは本研究の推進を本務とする研究者（特任教員等）等の人件費、研究室の室料や光熱水費、設備備品費、消耗品費、研究者の旅費、研究補助者等の謝金、印刷製本費、運搬費、会議費、外注費、研究成果の出版・セミナー等の開催費用等を含めることができます。ただし、原則として本研究組織を兼務する研究代表者及び共同研究者の人件費には充当できません。
- (2) 研究代表者は、年度ごとの決定金額が申請金額と異なるときは、当該年度の「助成申請額使途内訳」を必要に応じて修正の上、「助成額使途内訳」を作成し、当該年度の5月末までにWEB申請システムより提出してください。
- (3) 助成決定後、助成金の使途の大幅な変更（年度助成額の30%超等）等、研究計画を大幅に変更する必要がある場合等は必ず事前に事務局までご連絡ください。研究計画に大幅な変更が生じる場合に事前の連絡がなく変更後の研究を実施した場合等は、助成の取り消し、あるいは助成金の返還（全額または一部）を求める場合があります。
- (4) 所属機関への間接経費に充てる金額は、各年度助成金の10%を上限とします。

7. 申請手続

- (1) 申請代表者は、当財団ホームページ上に設定されたWEB申請システムに従って、所属機関の長（大学においては学長もしくは部局長等）の推薦を受けた上で企画書を作成後、提出（アップロード）してください。第2ステップの実施計画書（所属機関の長の推薦は不要）も同システムにて提出してください。
- (2) 申請代表者は、当助成が決定した際は共同研究を実施する旨の同意を共同研究者から得ておいてください。選考審査中に確認させていただくことがあります。
- (3) 募集要項等は当財団ホームページよりダウンロードできます。

当財団ホームページアドレス <https://www.kajima-f.or.jp/>

< 申請手順 >

- ① マイページの取得（IDとパスワード等を設定）
- ② 「申請基本情報」を申請システムから登録
- ③ 「企画書/実施計画書書類一式」をダウンロード、作成後アップロード
- ④ 申請電子データ受付をメール受信にて確認



8. 選考方法

独創性と学術的意義、社会的インパクト等の研究提案内容の重要性と研究

組織の研究遂行能力に基づいて研究企画書を審査し、実施計画書の審査に進む研究提案を選定します。実施計画書審査の結果に基づき選考委員会で採択する研究提案を選定し、理事会で決定します。

なお、審査の過程で事前通知の上、ヒアリング審査を実施します。

9. 選考結果の通知等

- (1) 採択予定者に対する内定通知を2026年2月末頃までにメールにて送付後、2026年3月上旬に採否を正式通知します。
- (2) 新規採択者を対象とする助成金贈呈式を2026年3月中旬に開催の予定です。
- (3) 採否の理由についてのご照会には一切応じかねますのでご了承ください。なお、採択者の助成決定金額は申請額を下回る場合があります。
- (4) 採択された場合は、正式通知とともに助成金交付申請書、遵守事項等記載した書類(本募集要項 別紙1)、研究代表者及び所属法人(機関)の確約書(本募集要項 別紙2)及びその他の書類を送付しますので、手続きをお願いいたします。

10. 成果報告等の提出

- (1) 採択された研究代表者は、研究の成果・結果については助成期間終了後に、会計については各年度終了後に当財団へWEB申請システムより報告していただきます。
- (2) 財団所定の実施報告とは別に助成期間終了後1年以内に共著論文、出版、シンポジウム等、研究成果にふさわしい方法により、成果の発表をお願いいたします。
- (3) 本研究助成による研究成果の発表は自由です。ただし、論文等には当財団からの助成であることを記述してください。なお、発表をした論文、著書等は、当財団へお送りください。また、この研究助成により出願される特許等の知的財産権は原則として研究者またはその所属機関に帰属しますが、出願をする場合は、あらかじめご連絡ください。
- (4) 成果報告は当財団年報に掲載させていただくと共に、当財団の研究発表会等での発表をお願いすることがあります。(成果報告の当財団ホームページへの掲載については検討中)

11. その他

- (1) 過去に当財団の助成援助を受給し終了した方も申請いただけます。ただし、当財団の特定テーマ研究助成、国際共同研究助成、研究者交流援助・派遣の申請代表者は、それらの申請と重複して、申請代表者として本研究助成の申請を行うことはできません。また、当財団の一般研究助成の申請代表者は、その一般研究助成の申請内容が本研究助成の申請内容と同一または類似の申請内容であるとき

は、その申請と重複して、申請代表者として本研究助成の申請を行うことはできません。

- (2) 採択された研究課題、研究代表者名等については当財団の年報及びホームページ等に、申請内容(研究計画等)については年報に掲載いたします。なお、申請者のその他の個人情報、ご本人への必要な連絡、選考手続等の目的以外には使用しません。
- (3) 余剰金が生じた場合は返還させていただきます。
- (4) 採択後、遵守事項や助成条件等に違反する事項が明らかになった場合は、遡って採択の取り消し、助成金の返還(全額または一部)を求めています。

以 上

(別紙1)

2026年度特別研究助成 遵守事項

1 以下についてお守りください。

- 1) 当該研究において、関係者その他の者に特別の利益を与えないこと
- 2) 助成金の不正使用を行わないこと
- 3) 助成の適正な実施のために必要な以下の求めその他の求めに応じること
ア 当財団又は所属機関等の報告の求めその他の調査に応じること
イ 当財団又は所属機関等の改善の求めに応じること
- 4) 助成金決定金額が申請金額と異なるときは、助成額使途内訳を作成し提出すること
- 5) 助成決定後、研究計画を大幅に変更する必要がある次の場合は、事前に連絡し変更の手続きをとり、当財団の承認を得ること
ア 助成金の使途変更が年度助成額の30%を超える場合
イ 研究を途中で中止する場合
ウ 研究代表者を交替する場合
エ 研究代表者の所属機関が変更になる場合
オ 以上の他、これらに比肩する場合
- 6) 経過報告書等は年度中の期限内に、研究の成果・結果については助成期間終了後の期限内に、会計については各年度終了後の期限内に報告をすること
- 7) 成果の発表についての次の事項を遵守すること
ア 成果の発表を行うこと、著書論文等は当財団へ送付すること及び特許等を登録するときは事前に当財団へ連絡すること
イ 論文等には当財団からの助成であることを明記すること
ウ 成果報告を当財団年報等に掲載することに協力すること、当財団の求めに応じて研究発表会等での発表を行うこと
- 8) 助成決定時に付された条件に従うこと
- 9) 余剰金が生じたときは返還すること
- 10) 研究代表者及び共同研究者が次の条件に反しないこと
ア 次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しない者であること
(i) 自らまたは自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
(ii) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(iii) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (iv) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (v) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (vi) 役員または自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- イ 次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、または第三者を利用してかかる行為を行わせないこと
- (i) 暴力的または脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (iv) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (v) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
 - (vi) その他前各号に準ずる行為

2 次の場合は、採択の取消し、交付済みの助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- 1) 申請・報告内容等に重大な虚偽の事項のあることが判明したときその他故意又は過失によって不正に助成金の交付をうけたとき
- 2) 助成対象研究の実施内容が申請書の内容と重要な部分で相違していたとき
- 3) 1の遵守事項に反したとき
- 4) 助成対象者としてふさわしくない法律又は公序良俗に反する行為等があったとき
- 5) 前各項に比肩する事由があったとき

<研究代表者の所属機関長による確約書>

確 約 書 (採択後に提出)

[] 年 [] 月 [] 日

公益財団法人 鹿島学術振興財団 御中

当法人は、当法人所属の[]が貴法人に対して[]年[]月[]日付で申請した助成金を受け入れるに当たり、当法人が貴法人に対して下記の1及び2の義務を負うことに同意をするとともに、下記3を確約いたします。

記

- 1 経理等を含む研究の管理を適切に行うとともに、研究代表者[]に対して別紙の遵守事項を遵守させます。
- 2、助成の適正な実施のために必要な場合には、貴法人の求めに応じて研究費の管理等に関する体制の整備の内容、研究の実施内容又は経理処理等について、研究代表者その他の者に必要な調査を行うとともに、貴法人から改善のための求めがある場合にはこれに応じます。
- 3 研究代表者による遵守事項の違約の場合、上記の必要な調査の求めに応じない場合又は改善のための求めに応じない場合は、貴法人により採択の取消しがなされ、又は助成金の一部又は全部の返還を求められることがあることを予め了承し、返金を求められたときには当法人はこれに応じて速やかに返金いたします。

研究者代表者所属法人の名称

法人代表者(機関の長)の名称

氏名

㊞